

石垣市島外保育士誘致支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市において待機児童のいない環境づくりに向け、保育士の確保を推進するため、予算の範囲内において、石垣市内の保育施設等（石垣市立保育所、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、新たに認可保育所として開設を予定している保育施設及び企業主導型保育事業をいう。以下同じ。）で働くために市外から転居する保育士に対し、その移動費用、生活準備費用等を補助することについて、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助の対象となる保育士（以下「補助対象保育士」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外に在住する保育士で、当該年度4月以降に石垣市内の保育施設等に就職した者又は就職が決定した者。ただし、竹富町在住者は補助対象外とする。
- (2) 年齢が60歳未満の者
- (3) 市内の保育施設等で週30時間以上かつ2年以上の勤務を行うことができる者
- (4) 石垣市島外保育士誘致支援事業、石垣市潜在保育士再就職支援事業、石垣市保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業又は石垣私立保育園及び家庭的保育事業者等の保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業での補助金の交付を受けていない者

(補助額)

第3条 補助金の額については、県外からの場合500,000円、県内からの場合400,000円とする。

(交付要件)

第4条 市長は、補助対象保育士が市外から転居して市内の保育施設等に就職が決まった場合において、補助金を交付する。

(交付申請)

第5条 補助対象保育士が、補助金の交付を受けようとするときは、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出日は、当該年度2月末日を期限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付手続の省略等)

第7条 規則第7条に規定される交付決定及び規則第15条に規定される額の確定を併合

し、規則第14条に規定される実績報告の手続を省略する。

(申請の取下げ)

第7条の2 補助対象保育士は、第6条の規定による交付決定及び額の確定通知を受けた後、当該通知に係る補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは申請の取り下げをすることができるものとし、申請の取り下げをする場合は、交付決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して30日以内に、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金交付申請取下げ書(様式第2号の2)を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 第6条の通知を受けた者は、本市へ転居した後、速やかに、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 市長は、前条の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求者に補助金を支払わなければならない。

(補助対象保育士の義務等)

第10条 補助対象保育士は、この要綱その他関係法令を遵守し、保育施設等における保育に従事しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、補助対象保育士に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象保育士が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、期限を付して当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ないと市長が認める事由がある場合は、この限りでない。

(加算金及び延滞金)

第12条の2 補助対象保育士は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象保育士の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助対象保育士は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった

ときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 4 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

添 付 書 類	
1	保育士証・その他資格の証明書類
2	誓約書（様式第4号）
3	印鑑登録証明書（申請者・連帯保証人）
4	住民票（現在、居住している市町村の住民票）
5	採用通知書（就職が決まったことを証明する書類）
6	石垣市島外保育士誘致支援事業補助金保育士推薦書（様式第5号）
7	履歴書（これまでの勤務状況がわかる書類）
8	その他市長が特に必要と認める書類

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

石垣市長 様

(申請者)住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日 (歳)
連絡先

石垣市島外保育士誘致支援事業補助金申請書

石垣市島外保育士誘致支援事業について、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 勤務予定の保育施設等名 _____
- 2 勤務開始予定日 _____
- 3 添付書類 保育士証・その他資格の証明書類
誓約書 (様式第 4 号)
印鑑登録証明書 (申請者・連帯保証人)
住民票 (現在、居住している市町村の住民票)
採用通知書 (就職が決まったことを証明する書類)
石垣市島外保育士誘致支援事業補助金保育士推薦書 (様式第 5 号)
履歴書 (これまでの勤務状況がわかる書類)
その他必要な書類

様式第2号の2（第7条の2関係）

年 月 日

石垣市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

印

石垣市島外保育士誘致支援事業補助金
交付申請取下げ書

年 月 日付け石垣市指令第 号をもって交付決定の通知を受けた石垣市
島外保育士誘致支援について、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第7条の2
の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

石垣市長 様

石垣市島外保育士誘致支援事業補助金請求書

請 求 額	拾	万	千	百	拾	壱	円

ただし、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金として

上記のとおり請求します。

なお、支払は下記の口座へお願いします。

住 所

氏 名

㊞

口 座 振 込 依 頼	
銀行名・支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 名 義 人	

様式第4号（第5条関係）

誓約書

私は、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金の交付申請に当たり、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金交付要綱を遵守し、石垣市内の保育施設等で**週30時間以上かつ2年以上の勤務に同意**し、保育士として働くことを誓約いたします。

なお、勤務年数が2年未満となった場合は、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、遅滞なく**補助金を全額返還**します。

石垣市長 様

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

実印

上記申請者が債務を弁済できないときは、申請者に代わって債務を負うことを誓約します。

石垣市長 様

年 月 日

(連帯保証人)

住 所

氏 名

連絡先

実印

※申請者及び連帯保証人は、それぞれの**印鑑登録証明書**を併せて提出すること。

※連帯保証人は、申請者の**配偶者でない**こと。

様式第5号（第5条関係）

石垣市島外保育士誘致支援事業補助金
保育士推薦書

年 月 日

石垣市長 様

（勤務予定保育施設等）

住 所

名 称

代表者名

印

連 絡 先

下記の者を、保育士として採用することにより、待機児童のいない環境づくりに資することが見込まれますので、石垣市島外保育士誘致支援事業補助金交付要綱に基づき推薦します。

また、当該保育士が業務を円滑に実施できるよう、その支援に責任を持って取り組みます。

記

保育士氏名		記入者氏名	
(推薦に当たっての意見)			

※人物・身体に関する所見を入れること。